第百七十七条第四項中「高電圧による乗車人員への損傷」を「、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、「前２項」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第１号中「位置に備えられた電気装置」を「位置に備えられた電気装置　前２項の基準」に改め、同項第11号中「有する電気装置」の下に「有する電気装置　第３項第１号から第10号まで及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準」を加え、同項第11号に次の１号を加える。

三　法第75条の２第１項の規定に基づき原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池　第３項第11号及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

第百八十条第１項第１号中「貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。」に改め、同項第11号中「前号に規定する自動車以外の自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの及びポール・トレーラ」に、「構造」を「構造であり、かつ、当該装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面積の高さが100㎜以上」に改める。

第百八十六条第七項中「協定規則第16号」を「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版」に改める。

第111百１条第111項第十１号中「側方」を「両側」に改める。

別添九別紙１中「協定規則第10号第２改訂版」を「協定規則第10号第４改訂版」に改める。

別添111十２・３・から２・８・までを２・５・から２・１０・までに繰り下げ、同別添２・２・の次に次を加える。

2.3.　「バンパ」とは、車両の前部及び後部の下部にある外側構造物（低速衝突時に車両の前部又は後部を保護するための構造物及び当該構造物の付属物を含む。）をいう。

2.4.　「バンパカバー」とは、車両の前部及び後部のバンパの表面であって非剛体のものをいう。

別添111十４・５・３・の次に次を加える。

4.5.4.　バンパカバーについては、4.5.2.の基準は適用しない。

別添111十１２・３・から２・８・までを２・４・から２・９・までに繰り下げ、同別添２・２・の次に次を加える。

2.3.　「バンパ」とは、車両の前部及び後部の下部にある外側構造物（低速衝突時に車両の前部又は後部を保護するための構造物及び当該構造物の付属物を含む。）をいう。

別添111十11２・３・から２・９・までを２・４・から２・１０・までに繰り上げ、同別添２・２・の次に次を加える。

2.3.　「バンパ」とは、車両の前部及び後部の下部にある外側構造物（低速衝突時に車両の前部又は後部を保護するための構造物及び当該構造物の付属物を含む。）をいう。

別添五十11３・２７・中「制動灯」の下に「、補助制動灯」を加え、同別添３・２７・２・中「ものとする。」の下に「この場合において、装置の端子における最大電圧を制御する装置は当該装置本体の中に備えることができる。」を加え、同別添３・２９・を削り、同別添４・１・２・中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改定版補足第４改訂版」に改め、同別添４・２・２・中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改定版補足第４改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・３・２・及び４・３・９・中「同規則第４改訂版補足第３改訂版」を「同規則第４改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・４・２・中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第２改訂版」に改め、同別添４・８・８・中「又は4.6.8.に規定する方向指示器の点灯操作状態表示装置と連動して作動する兼用式の点滅表示によるもの」を削り、同別添４・２２・５・１・２・中「80%」を「70%」に改め、同別添４・２２・５・２・１・中「及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600㎜以内のできるだけ前端及び」を「から最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600㎜以内のできるだけ前端に近い位置及び後端から最も近い位置に取り付けられている再帰反射材までの距離が600㎜以内のできるだけ」に改め、同別添４・２２・５・２・１・の次に次を加える。

4.22.5.2.1.1.　被牽引自動車以外の自動車にあっては、次の(a)及び(b)に掲げる要件を満たす場合に限り、4.22.5.2.1.の規定中「600㎜以内のできるだけ前端」とあるのは「2,400㎜以内のできるだけ前端」と読み替えることができる（別紙12参照）。

(a)　自動車の前端からの距離が2,400㎜以内の位置に、600㎜以内の間隔で協定規則第３号のクラスＩＶＡの反射器又は協定規則第104号のクラスＣの反射器（25㎠以上の大きさのものに限る。以下「クラスＩＶＡの反射器等」という。）が取り付けられていること。

(b)　(a)により取り付けられているクラスＩＶＡの反射器等の後ろの位置に、それぞれ再帰反射材が取り付けられていること。

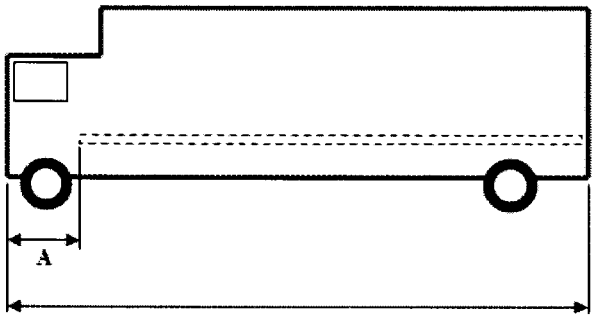
別添五十11４・２２・５・２・２・を次のように改める。

4.22.5.2.2.　線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の長さの70%以上となるように取り付けなければならない。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなすとともに、自動車の長さは、それぞれ、セミトレーラを牽引する自動車（4.22.5.2.1.1.の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、運転台（バンパその他の付属品を含む。）の長さ、被牽引自動車にあっては、連結装置を除く部分の長さ、4.22.5.2.1.1.の規定の適用を受ける自動車にあっては、当該自動車の前端から2,400㎜の位置から後端までの長さとする。

別添五十11４・２２・６・中「80%」を「70%」に改め、同別添４・２３・２・及び４・２３・６・１・２・１・中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・２３・６・３・、４・２３・７・４・３・、４・２３・８・２・及び４・２３・９・１・中「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・２３・９・５・中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第４改訂版」に改め、同別添４・２５・２・中「車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドル以外の位置に取り付ける自動車」を「ステップ及びドア・ハンドル」に改め、同別添４・２７・２・中「同規則補足第18改訂版」を「同規則補足第19改訂版」に改め、同別添別紙十１の次に次を加える。

別紙12　自動車における最前方の再帰反射材と自動車の前方の先端との距離

図　自動車における最前方の再帰反射材と自動車の前方の先端との距離



Aは、再帰反射材（4.22.5.2.1.1.(b)の規定により取り付けられているものを除く。）の前端と自動車の前端との距離である。Aの最大値は2,400㎜である。